

新潟県スケート連盟 規約

第1章 総則

(名称)

第1条 本連盟は新潟県スケート連盟（以下本連盟という）と称する。

(事務局)

第2条 本連盟の事務局は新潟県新潟市中央区窪田町1丁目24-2 高橋宅に置く。

第2章 目的と事業

(目的)

第3条 本連盟は新潟県内におけるスケート競技の普及と技術向上を推進するとともに、公益財団法人新潟県スポーツ協会の構成員として、県民体育の心身の健全な発展に寄与することを目的とする。

(事業)

第4条 本連盟は第3条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 新潟県選手権大会の開催
- (2) その他の競技大会の主催もしくは共催、主管又は後援
- (3) 普及奨励及び指導者育成
- (4) 講習会、研修会、審判員の派遣並びに養成
- (5) 選手強化に関する事項
- (6) その他、目的達成するために必要な事項

第3章 会員

(会員)

第5条 本連盟の会員は、次の4種とする。

- (1) 正会員 この連盟の目的に賛同し入会した個人とする
- (2) 団体会員 この連盟の目的に賛同し入会した団体とする
- (3) 賛助会員 この連盟の目的に賛同し、この連盟の事業を支援する団体又は個人とする
- (4) 一般会員 この連盟の加盟団体に属し、日本スケート連盟に選手及び指導者として登録した個人とする

(入会)

第6条 会員の入会については、次に掲げる条件を備えなければならない。

- (1) 正会員は、新潟県スケート連盟に専門員登録又は10種登録した個人であること
- (2) 賛助会員には、特に条件を定めない
- (3) 団体会員は、スケート競技の普及・運営を目的として設立された団体(クラブ)であること

2 正会員、団体会員及び賛助会員として入会しようとする者は、会長が別に定める申込み手続きにより、会長に申込むものとし、会長は、その者が前項各号に掲げる条件に適合すると認めるときは、正当な理由がない限り、入会を認めなければならない

3 会長は、前項のものの入会を認めないときは、速やかに、理由を付した書面をもって本人にその旨を通知しなければならない。

4 一般会員の登録に関しては加盟団体等に申し込み、登録担当理事により承認される。

(入会金及び会費)

第7条 会員は、総会において別に定める入会金及び会費を納入しなければならない。

(会員資格の喪失)

第8条 会員が次の各号の一に該当するに至ったときは、その資格を喪失する。

- (1) 退会届を提出したとき
- (2) 本人が死亡し、又は会員である団体が消滅したとき
- (3) 継続して1年以上会費を滞納したとき
- (4) 除名されたとき

(退会)

第9条 会員は、会長が別に定める退会届を会長に提出し、任意に退会することができる。

(除名)

第10条 会員が次の各号の一に該当するに至ったときは、総会の決議により、これを除名することができる。この場合、その会員に対し、議決の前に弁明の機会を与えなければならない。

- (1) この規約等に違反したとき
- (2) この連盟の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき

(抛出金品の不返還)

第11条 既納の入会金、会費及びその他の抛出金は、返還しない。

第4章 役員

(役員)

第12条 本連盟に次の役員を置く。

- (1) 会長1名
- (2) 副会長若干名
- (3) 理事長1名
- (4) 理事・監事若干名
- (5) 事務局長1名

2 ほかに顧問・参与を置くことができる。

(役員選出)

第13条 理事及び監事は、総会において選任する。

2 会長、副会長、理事長及び副理事長は、理事会において選任する。

3 役員のうちには、それぞれの役員について、その配偶者若しくは3親等以内の親族が1人を超えて含まれ、又は当該役員並びにその配偶者若しくは3親等以内の親族が役員の総数の3分の1を超えて含まれることになってはならない。

4 監事は、理事を兼ねることができない。

(役員の職務)

第 14 条 会長は本連盟を代表しその業務を総理する。

2 副会長は会長を補佐し、会長に事故あるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代行する。

3 理事長は総会及び理事会の決議に基づき本連盟の業務を執行する。

4 理事は理事会を構成し、この規約の定め及び総会並びに理事会の決議に基づき本連盟の業務を執行する。

5 監事は次に掲げる職務を行う。

(1) 理事の業務執行の状況を監査すること

(2) この連盟の会計の状況を監査すること

(3) 前 2 号の規定による監査の結果、この連盟の業務又は財産に関し不正の行為又は法令若しくは規約に違反する重大な事実があることを発見した場合には、これを総会に報告すること

(4) 前号の報告をするため必要がある場合には、総会を招集すること

(5) 理事の業務執行の状況又は本連盟の会計の状況について、理事に意見を述べ、もしくは理事会の招集を請求すること

(役員任期)

第 15 条 各役員任期は 2 年とする。ただし、再任を妨げない。

2 補欠のため就任した役員任期は、前任者の任期の残存期間とする。

(解任)

第 16 条 役員が次の各号の一に該当するに至ったときは、総会の決議により、これを解任することができる。この場合、その役員に対し、議決の前に弁明の機会を与えなければならない。

(1) 心身の故障のため、職務の遂行に堪えないと認められるとき

(2) 職務上の義務違反その他役員としてふさわしくない行為があったとき

(顧問)

第 17 条 この連盟には、任意の機関として顧問若干名を置くことができる。

2 会長は、理事会及び総会の同意を得て、この連盟の会長又は副会長であったもの又はスケートの普及振興に関し功労のあったもののうちから、顧問を委嘱することができる。

3 顧問は、会長及び理事会の相談に応ずる。

(参与)

第 18 条 会長は、理事会の同意を得て、参与若干名を委嘱することができる。

2 参与は、理事会から諮問された事項について参与意見を述べる。

第 5 章 総会

(種別)

第 19 条 この連盟の総会は、通常総会及び臨時総会の 2 種とする。

(構成)

第 20 条 総会は、正会員をもって構成する。

(権能)

第 21 条 総会は、以下の事項について決議する。

(1) 規約の変更

- (2) 解散
- (3) 合併
- (4) 事業計画及び収支予算並びにその変更
- (5) 事業報告及び決算報告
- (6) 役員の選任又は解任及び職務
- (7) 入会金及び会費の額
- (8) 借入金その他新たな義務の負担及び権利の放棄(総会で別に定める額を超えないもの、又は借入日の属する事業年度内の収入をもって償還する短期借入金を除く)
- (9) 事務局の組織及び運営
- (10) その他運営に関する重要事項

(開催)

第 22 条 通常総会は毎事業年度 1 回開催する。

2 臨時総会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。

- (1) 理事会が必要と認め召集の請求をしたとき
- (2) 正会員総数の 5 分の 1 以上から会議の目的である事項を記載した書面をもって召集の請求があったとき
- (3) 第 14 条第 5 項第 4 号の規定により、監事から招集があったとき

(招集)

第 23 条 総会は、前条第 2 項第 3 号の場合を除き、会長が招集する。

- 2 会長は、前条第 2 項第 1 号及び第 2 号の規定による請求があったときは、その日から 60 日以内に臨時総会を招集しなければならない。
- 3 総会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面又は電磁的方法により、少なくとも 7 日前までに通知しなければならない。

(議長)

第 24 条 総会の議長は、その総会において、出席した正会員の中から選出する。

(定足数)

第 25 条 総会は、正会員総数の 3 分の 2 以上の出席がなければ開会することができない。

(議決)

第 26 条 総会における議決事項は、第 23 条第 3 項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。

- 2 総会の議事は、この規約に規定するもののほか、出席した正会員の 3 分の 2 以上をもって決する。
- 3 理事又は正会員が総会の目的である事項について提案した場合において、正会員の全員が書面または電磁的方法により同意の意思表示をしたときは、当該提案を可決する旨の総会の決議があったものとみなす。

(表決権等)

第 27 条 各正会員の表決権は、平等なるものとする。

- 2 やむを得ない理由のため総会に出席できない正会員は、あらかじめ通知された事項について書面または電磁的方法をもって表決し、又は他の正会員を代理人として表決を委任することができる。
- 3 前項の規定により表決した正会員は、総会に出席したものとみなす。

4 総会の議決について、特別の利害関係を有する正会員は、その議事の議決に加わることができない。
(議事録)

第 28 条 総会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 日時及び場所
- (2) 正会員総数及び出席者数（書面表決者又は表決委任者がある場合にあっては、その数を付記すること）
- (3) 審議事項
- (4) 議事の経過の概要及び議決の結果

2 議事録は、出席者全員の確認を取り、公開しなければならない。

第 6 章 理事会及び部会

(理事会の構成)

第 29 条 理事会は、理事をもって構成する。

(権能)

第 30 条 理事会は、この規約で定めるもののほか、次の事項を議決する。

- (1) 総会に付議すべき事項
- (2) 総会の議決した事項の執行に関する事項
- (3) その他総会の議決を要しない会務に関する事項

(開催)

第 31 条 理事会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。

- (1) 会長が必要と認めたとき。
- (2) 理事総数の 5 分の 1 以上から会議の目的である事項を記載した書面をもって招集の請求があったとき。
- (3) 第 14 条第 5 項第 5 号の規定により、監事から招集の請求があったとき。

(招集)

第 32 条 理事会は、会長が招集する。

- 2 会長は、第 31 条第 2 号及び第 3 号の規定による請求があったときは、その日から 30 日以内に理事会を招集しなければならない。
- 3 理事会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面又は電磁的方法をもって、開催の日の少なくとも 7 日前までに通知しなければならない。

(議長)

第 33 条 理事会の議長は、理事長がこれに当たる。

(議決)

第 34 条 理事会における議決事項は、第 32 条第 3 項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。

- 2 理事会の議事は、理事総数の 3 分の 2 以上をもって決する。

(表決権等)

第 35 条 各理事の表決権は、平等なるものとする。

- 2 やむを得ない理由のため理事会に出席できない理事は、あらかじめ通知された事項について書面ま

たは電磁的方法をもって表決し、又は他の理事を代理人として表決を委任することができる。

3 前項の規定により表決した理事は、第34条第2項及び第36条第1項第2号の適用については、理事会に出席したものとみなす。

4 理事会の議決について、特別の利害関係を有する理事は、その議事の議決に加わることはできない。
(議事録)

第36条 理事会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

(1) 日時及び場所

(2) 理事総数、出席者数及び出席者氏名（書面表決者又は表決委任者にあつては、その旨を付記すること。）

(3) 審議事項

(4) 議事の経過の概要及び議決の結果

2 議事録は、出席者全員の確認を取り、公開しなければならない。

(部会)

第37条 本連盟は、競技事業部と普及部をおくことができる。

第7章 会計

(収入)

第38条 本連盟の経費は次の収入をもって当てる。

(1) 会費及び登録料

(2) 公共団体補助金

(3) 事業収入

(4) 寄付金、その他

(会計年度)

第39条 本連盟の会計年度は4月1日に始まり、翌年3月31日をもって終わる。

(予算執行及び決算)

第40条 本連盟の予算執行及び決算については、毎事業年度終了後、速やかに会長が作成し、監事の監査を受け、総会の決議を経なければならない。

第8章 規約の変更

(規約の改廃)

第41条 この連盟が規約を変更しようとするときは、総会に出席した正会員の3分の2以上の多数による議決を経なければならない。

第9章 雑則

(細則)

第42条 この規約の施行について必要な細則は、理事会の議決を経て、会長がこれを定める。

改正付則

- 1 本規約は平成6年3月4日より実施する。
- 2 本規約は以下のとおり改正する。

平成15年4月13日改正

平成16年4月27日改正

平成19年4月15日改正

平成23年5月29日改正

平成30年4月28日改正

令和4年4月23日改正

令和7年6月15日改正